

高知大学教育研究部医療学系長候補者選考規則

平成 23 年 2 月 15 日
規則 第 69 号

最終改正 令和 7 年 3 月 11 日規則第 79 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学教育研究部規則（以下「規則」という。）第 6 条の規定に基づき、高知大学教育研究部医療学系長（以下「学系長」という。）候補者の選考に関し、必要な事項を定める。

(学系長候補者の資格者)

第 2 条 学系長候補者の資格者は、高知大学教育研究部医療学系（以下「医療学系」という。）に所属し、かつ、医学部の基幹教員であって、2 年の任期を務めることが可能である国立大学法人高知大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する教授とする。

(学系長候補者の選考方法)

第 3 条 学系長候補者は、医療学系合同部門会議（以下「合同部門会議」という。）において次条に規定する学系長候補資格者のうちから、第 6 条に規定する選考投票により選出し、医療学系教授会（以下「教授会」という。）で決定する。

(学系長候補資格者の決定)

第 4 条 教授会は、第 2 条に規定する学系長候補者の資格者のうち、次条に規定する選考投票の資格者から推薦された者で、かつ、学系長に就任することに同意した者を学系長候補資格者として決定する。

2 前項の学系長候補資格者は、必ず複数名とする。

(選考投票資格者)

第 5 条 次条に規定する選考投票資格者は、医療学系に所属する職員就業規則第 3 条第 1 項第 1 号に規定する教授とする。

(選考投票)

第 6 条 教授会は、第 4 条により決定された学系長候補資格者のうちから、単記無記名投票（以下「選考投票」という。）による学系長候補者の選出を合同部門会議へ依頼する。ただし、前条の学系長候補資格者が複数名決定されるまで、選出を依頼することはできない。

- 2 合同部門会議は、前項の依頼に基づき、選考投票を行い、得票数の上位2人を学系長候補者として教授会へ報告する。ただし、2位に得票同数の者があるときは、当該者の決選投票を行い、得票多数の者を学系長候補者とする。この場合、その得票数が同数であるときは、年長者を学系長候補者とする。

(学系長候補者の決定)

第7条 教授会は、前条の選考結果に基づき、2人の学系長候補者を決定する。

- 2 医療学系長は、学系長候補者を決定したときは、速やかに学長に推薦するものとする。
- 3 教授会は、学系長候補者を公示する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月11日規則第79号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。